

令和8年度みやざき林業大学校研修生募集用ポスター、リーフレット、
P R 動画制作業務委託仕様書

1 業務の目的

みやざき林業大学校の特色や魅力を広く発信し、研修生の確保を図るため、みやざき林業大学校のポスター、リーフレット及びP R 動画を制作するもの。

2 業務の名称

令和8年度みやざき林業大学校研修生募集用ポスター、リーフレット、P R 動画制作業務

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月28日（金）まで

4 委託業務の内容

研修生の募集について広範に周知でき、みやざき林業大学校の特色や研修内容が具体的に伝わるようなリーフレット、ポスター及び動画を制作する。

(1) ポスター

ア 規格

B 2 版、フルカラー

イ 部数

5 5 0 部

ウ 掲載内容

下記の表1のとおり情報を掲載する。

【表1】

内 容	備 考
研修生募集	令和8年度みやざき林業大学校の長期課程（1年間）研修生を募集する旨記載すること。
定員	定員24名を掲載すること。
問合せ先	以下の内容を記載すること。 宮崎県林業技術センター 管理・林業大学校研修課 〒883-1101 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代1561-1 TEL：0982-66-2888 FAX：0982-66-2200 Email：ringyogijutsu-c@pref.miyazaki.lg.jp
Q R コード	みやざき林業大学校のホームページ及び各SNS（Facebook、YouTube、Instagram）に接続するQRコードを掲載すること。

(2) リーフレット

ア 規格

A 4 版見開き1枚（A 3 版二つ折り）、フルカラー

イ 部数

5, 200部

ウ 掲載内容

下記の表2のとおり情報を掲載する。

【表2】

内 容	備 考
表紙デザイン	ポスターと同一とする。
見開きの内容	研修方針、研修の特徴、1年間の流れを記載すること。 主な研修科目（座学・実習）及び取得できる17種類の資格名を記載すること。
背表紙の内容	みやざき林業大学校の概要（研修の期間・時間・拠点・費用）及び問い合わせ先を記載すること。

(3) PR動画

ア 制作内容

①みやざき林業大学校のPR動画（3～6分程度）：1本

②①動画のダイジェスト版（30秒～1分程度）：1本

イ 構成案

現段階の構成案は次のとおりとする。ただし、変更の提案を妨げるものではない。

【基本的事項】

- ・動画を見た人物が、みやざき林業大学校について概要を理解し、関心を持てるような構成とすること。

【構成案】

- ①導入（みやざき林業大学校の概要）
- ②カリキュラムの紹介（座学・資格取得・実習・就職）
- ③研修生のインタビュー（入講したきっかけ、受講中の体験談 など）

ウ 動画制作

- ・制作する動画に研修生や関係職員が出演する場合、手配は県が対応する。
- ・挿入する画像データ等については、必要に応じて県から提供するものとし、必要に応じてデザイン・加工すること。
- ・現地での取材・撮影（取材等に係る日程調整を含む。）は、受託者が行うこと。
- ・映像の加工・編集、音楽、音声、ナレーション、テロップの付加などの編集作業を行うこと。
- ・撮影・編集に当たっては、ドローンの活用など、みやざき林業大学校の研修環境が伝わるような工夫をすること。
- ・人物を撮影する場合には、必要な肖像権の処理を行うこと。なお、撮影に際し、使用料、出演料、謝礼金等の費用が発生した場合には、受託者の負担とする。
- ・動画について、県が今後PRを行っていく上で参考となる具体的な活用方法があれば、提案すること。

5 成果品

以下のものを宮崎県林業技術センターに令和7年3月26日（水）までに納入すること。

なお、成果品及び写真データに係る権利は、宮崎県に帰属するものとする。

- (1) ポスター：550部
- (2) リーフレット：5200部
- (3) 動画：DVDプレーヤーで再生可能な形式で動画を納めたCD-R等 1枚

6 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、県と十分協議・連絡をとりながら進めること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項に当たって疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定すること。
- (3) 本業務で得られた情報等については、県の許可なくして流用してはならない。
- (4) 事業実施に必要な許認可等の事務手続きについては、全て受託者が行うものとする。
- (5) 履行期限にかかわらず、業務実施後速やかに概要について報告すること。
- (6) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (7) 業務の遂行に当たり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。
- (8) 受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県の承認を得た上で、業務の一部を委託することができる。

7 著作権の取扱い

(1) 著作権者

本仕様書により作成された成果品の全ての著作権は、宮崎県に帰属する。

受託者は、納品する成果品について、著作権人格権を行使しないこととする。

(2) 権利関係の処理

ア 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。納品する成果品について、第三者の著作権・肖像権その他の権利（以下「第三者の権利」という。）を侵害することがないように業務を実施するとともに、成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題については、一切の責任を負うこととする。

イ 受託者が従前から所有していた写真等を仕様する場合も前記のとおりとする。

ウ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

エ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、県と受託者が協議の上処理することとする。